1 学校の方針

本校は、教育目標『自ら進んで学び、ともに認め合い、心豊かに生きる児童の育成』(「自分の考えをもつ子」「自分を表現する子」「自分も人も大切にする子」「ねばり強くチャレンジする子」)のもと、児童が未来に明るい希望を抱き、心身ともに健康で、豊かな人間性を備えて成長していくことを目指している。

児童が安心して学校生活を送るために、児童一人ひとりのよさや違いを大切にしながら、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そして、いじめに関する問題を組織として対応するために「学校いじめ対策チーム」を設置する。いじめの未然防止に積極的に努めるとともに、いじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「姫路市立妻鹿小学校いじめ防止基本方針(以下「学校いじめ防止方針」とする)」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、年度末に1年間の取組をふり返って検証し(学校評価)、次年度の「学校いじめ防止基本方針」に反映させていく。

2 基本的な考え方

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条に「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されている。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、深刻な心の傷を与えかねない行為であることを、児童に理解させる必要がある。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査し、児童の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめが解消している状態とは、被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、相当の期間(3ヶ月を目安とする)継続していることと、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者への面談等により確認することの二つの条件が満たされていることを指す。

学校全体でいじめを生まない環境づくりを図り、児童がいじめをしない態度や能力を身に付けるよう、教職員が"全教職員が全児童の担任"という意識を常に持ち、全児童に対し積極的かつ組織的な生徒指導に取り組む。

3 いじめ防止等の対策のための組織と計画

(1)組織の構成

いじめへの対応に当たっては、学校いじめ対策チーム(図 1)を起点として教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。いじめ未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処などを的確に進めるために、管理職のリーダーシップの下、生徒指導担当などを中心として協働的な指導・相談体制を構築する。組織の構成メンバーは、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、さらに、状況に応じて心理や福祉の専門家である SC や SSW、民生委員、児童委員など外部の専門家を加え、多角的な視点から状況の評価や幅広い対応を行う。

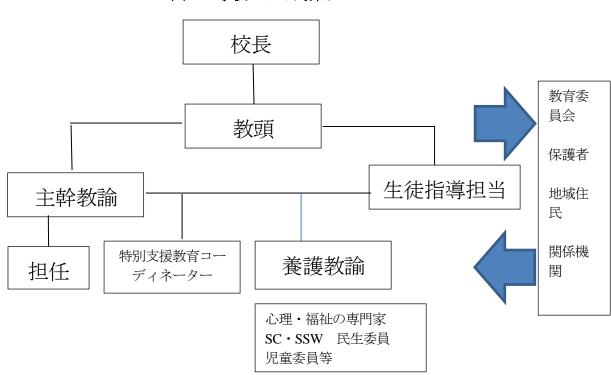
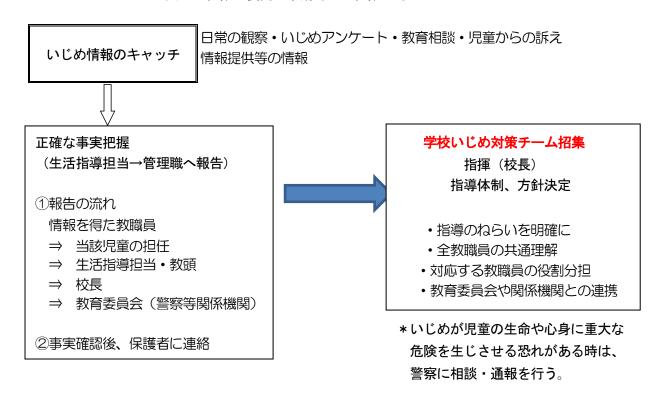


図1 学校いじめ対策チーム

(2)組織の役割

- 1 学校いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画(いじめアンケート調査、道徳科や学級・ホームルーム 活動などにおけるいじめ防止の取組など)の作成・実行の中核的役割を果たす。加えて、校内研修の企画 ・実施を行う。
- 2 いじめの相談・通報の窓口となる。複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有し、誰もが相談しやすい環境を整備する。
- 3 いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・支援の体制の構築、方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。(図2)
- 4 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについて点検を行う。いじめ防止対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか PDCA サイクルで検証を行う。
- 5 いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合の調査組織の母体になる。

図2 組織の役割 早期対応・組織的対応



(3)年間指導計画

学校としてのいじめ対策の達成目標を設置し、どのような取り組みをいつ実施するかということを年間 計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認する。道徳教育をはじめ、人権教育や法教育、体 験活動など、教育活動全体を通して、児童がいじめ防止に向けた方策の決定過程に主体的に参画し、議論 し、実行するような取組を推進していく。(表 1)

	職員会議・研修等	課題未然防止へ向けた取組	課題早期発見対応へ向けた取組
4 月	生活指導委員会① 職員研修会①※1 HP等で保護者向け 啓発活動 ※3	いじめの未然防止に関する 職員研修会① ライフスキル教育 (5・6年生対象)	
5月	生活指導委員会②	あいさつ運動(PTA)①	スクールカウンセリング① いじめアンケート調査① ※2 いじめアンケート調査① 個別面談・結果報告
6月	生活指導委員会③	あいさつ運動 (PTA) ② 学校評議員会① 小中連絡会による情報交換	スクールカウンセリング②
7 月	生活指導委員会④ 教育相談研修会	あいさつ運動 (PTA) ③	スクールカウンセリング③ 個別懇談(保護者)①
8 月	カウンセリング マインド研修会① ※4	ライフスキル研修	
9月	生活指導委員会⑤ 職員研修会②	あいさつ運動 (PTA) ④ ライフスキル教育 (5・6年生対象)	スクールカウンセリング④

	職員会議・研修等	課題未然防止へ向けた取組	課題早期発見対応へ向けた取組
10 月	生活指導委員会⑥	あいさつ運動 (PTA) ⑤ いじめの未然防止に関する 職員研修会②	スクールカウンセリング⑤ いじめアンケート調査② いじめアンケート調査② 個別面談・結果報告
11 月	生活指導委員会⑦	あいさつ運動 (PTA) ⑥ 外部講師によるスマホ教室 3年・4年・5年・6年	スクールカウンセリング⑥
12 月	生活指導委員会⑧	あいさつ運動 (PTA) ⑦ 弁護士によるいじめ防止教 室 4年・5年・6年	スクールカウンセリング⑦ 個別懇談(保護者)②
1 月	生活指導委員会⑨	あいさつ運動 (PTA) ⑧ ライフスキル研修	スクールカウンセリング⑧
2月	生活指導委員会⑩ 今年度の反省と 次年度の課題	あいさつ運動 (PTA) ⑨ 学校評議員会② 「命の授業」 2年・5年 ライフスキル教育 (5・6年生対象)	スクールカウンセリング⑨ いじめアンケート調査③ いじめアンケート調査③ 個別面談・結果報告
3 月	生活指導委員会⑪	あいさつ運動 (PTA) ⑩ 保幼小連絡会による 情報交換	スクールカウンセリング⑩

- ※ いじめの疑いのある情報があった場合、緊急対応会議を開催し対応する。
- ※1 いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
- ※2 いじめの実態を把握するためのもので、原則学期に1回実施する。
- ※3 学校の指導方針を保護者へ周知する。
- ※4 SCやSSWなどによる研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を行う。

- 4 いじめ防止につながる指導
 - 1 発達支持的生徒指導

児童が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つよう人権教育や市民性教育を通じた働きかけ を積極的に行う。

多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくりを目指す。

- 児童の間で、対等で自由な人間関係が築かれるよう、また児童の「自己信頼感」を育むよう、異年 齢交流や特別活動等の充実を目指す。
- ・児童が「困った、助けて」と言える雰囲気づくりと、教職員が児童の変化に気づき児童の「困っ た」を受け止めることができる体制を目指す。
- 2 課題予防的生徒指導(未然防止・早期発見)

道徳や学級・ホームル―ム活動等における児童主体のいじめ防止の取組を実施する。 いじめの予兆の発見と迅速な対処(アンケート調査、面談、健康観察等による気づきと被害児童の安 全確保)を行う。

「同調者(観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在)へは、いじめに加担する行為であるこ とを児童に理解させる。

傍観者にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

未然防止

- - 規範意識を高め道徳的実践力を育成する。
 - 自己肯定感を育み、思いわりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養する
 - いじめに向かわない態度・能力の育成
- 口わかる授業の充実(霑欝の族)
 - ・学習における規律、学びに向かう集団づくり
 - 意欲的に取り組む授業研究(類別の限)
 - 小中一貫教育の推進
- 口体験活動の充実
 - 人間的なふれあいを深め豊かな感性を育む
 - 異世代交流により、自主性・社会性を養う
- □情報教育の充実
 - ・情報モラルの指導の充実
 - ネットトラブル対策講座の実施
- □教育相談の充実
 - スクールカウンセラーの活用
- 口保護者地域との連携
 - 学校いじめ防止基本方針の周知
 - オープンスクール・公開授業の実施
 - 地域行事への積極的参加

早期発見

- ■情報の収集
 - 教職員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - 児童・保護者・地域からの情報
 - ・アンケート調査の実施(学期に最低1回) 記名、無記名、又は選択・併用等の他、生活実 態調査に含めるなど、記入しやすい形態で実施
 - ・ 各種調査の実施
 - ・定期的な面談における情報(児童・保護者) 毎学期、個別面談を実施
- ■相談体制の整備
 - 相談窓口の設置・周知
 - 養護教諭との連携
 - スクールカウンセラーの活用
- ■情報の共有
 - いじめの兆候を発見した時、いじめの情報を 得た時は、すぐ生活指導担当に報告
 - 生活指導委員会等での全職員の情報共有
 - 要配慮児童の実態把握
 - ・次年度への申し送り事項の徹底

※インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ①学校における情報モラル教育の推進
 - 教育の情報化推進研修→教職員の指導力向上・スマホ携帯安全教室→児童自らのルール作り
 - ・本人や当該保護者が訴えやすい環境・人間関係作り(アンケート調査・教育相談活動)
- ②児童及び保護者への啓発
 - 啓発資料配付

・ネットトラブル対策講座

3 困難課題対応的生徒指導

いじめ解消に向けた組織的な指導・援助(いじめ防止対策組織による被害児童ケア、加害児童の 指導、関係修復等)を行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめの重大事態とは、

「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合①」と「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合②」を指す。

- ① は身体に重大な障害を負ったり、金品等に重大な被害を被ったりした場合などのケースが想定されるが、被害を受けた児童の状況で判断する。
- ② の「相当の期間」は、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対応

重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告する。児童や保護者から申し立てがあった場合にも同様に報告・調査を行う。調査は、学校いじめ対策チームを母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って可能な限り網羅的に事実関係を明確にし、再発防止に努める。

事実関係の調査内容

いじめ行為が いつ (いつ頃から) 誰から行われ

どのような様態であったか

いじめを生んだ背景事情や、児童の人間関係にどのような問題があったか 学校・教職員がどのように対応したか

6 その他の事項

策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「学校いじめ対策チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめを防止する観点から、学校全体でいじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように努める。